

自分らしい暮らしができるために

権利擁護支援 ガイドブック

こんなご心配事はありませんか？

最近、親のもの忘れが進んできた
みたいで、お金の引き出しや、
支払いができなくなっており、
心配…。

ご近所のお一人暮らしの
高齢者宅に、どうも悪徳業者が
出入りしているみたい。
大丈夫かな…。

自分たち親がいなくなった後、
知的障害のある子どもの
将来が心配。
どうしたらいいのかな…。

今は元気だけど、
今後何かあったとき、
子どもや頼れる親戚もいない。
今から、何かしておいた方が
いいのかな…。

自分の将来のために、大切な人のために
成年後見制度の利用を考えてみませんか？

成年後見制度について

成年後見制度には、大きく分けて「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があり、どちらの制度を利用する場合でも家庭裁判所に申立てをする必要があります。

●法定後見制度

現在すでに判断能力が不十分な人を支援します。判断能力の程度によって、支援の種類が「後見」「保佐」「補助」の3つに分けられます。

法定後見制度	ほとんど判断ができない人	後見	すべての法律行為を取り消したり、本人の代わりに行うことができます。 ※日常生活に関する行為は、取り消すことができません。
	■判断がしっかりしているときは、ほとんどない。 ■ひとりでは、ほとんど何もできない。	保佐	重要な法律行為について、同意又は取り消しをしたり、特定の法律行為を本人の代わりに行うことができます。
	判断能力が著しく不十分な人	補助	特定の法律行為について、同意又は取り消しをしたり、本人の代わりに行うことができます。
	判断能力が不十分な人		

※上記の法定後見制度における判断能力はあくまで目安です。調査・鑑定の結果に基づき家庭裁判所が判断します。

●任意後見制度

十分な判断能力があるうちに、判断能力が不十分になったとき、すみやかに支援してもらうための契約を結んでおく制度です。

現在は問題ない人

- 将来、認知症などで判断能力が低下したときに備えておきたい。
- 親の自分が面倒を見られなくなったなどの知的障害や精神障害のある子どもの暮らしが心配。



親族などの支援者がいない、また、いても高齢や遠方である場合は、将来の金銭管理や入院・入所などの契約に備えるために、成年後見制度の導入を検討する必要があります。

まずは、右のチェックリストをしてみましょう！

あんしん生活チェックリスト



チェック欄

①生活していく力

- | | |
|------------------------------------|-------------------------------------|
| ①銀行などでお金をおろす機械の使い方がよくわからない。 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| ②銀行などで機械の使い方も窓口でのお金のおろし方もわからない。 | <input type="checkbox"/> |
| ③電気、ガス、水道代の支払いを忘れてしまう。 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| ④同じものをいくつも買ってしまう。 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| ⑤買い物などでお金を使いすぎてしまう。 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| ⑥入ってくるお金よりも使うお金の方が多く、やりくりがしにくくなつた。 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| ⑦セールスの電話や来訪をことわりきれない。 | <input type="checkbox"/> |

②よく考えて、どうするか決める力

- | | |
|---|-------------------------------------|
| ①もの忘れをしたり、考えることがしんどかったり、どうしていいかわからなかつたりすることがあるが、ふだんの暮らしはだいたい自分でできる。 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| ②自分の気持ちをうまく言えないことや場にふさわしいふるまいができないことがあっても、助けてくれる人がいれば自分で生活できる。 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| ③ふだんの暮らしを送るのに、なかなか自分で決められない。 | <input type="checkbox"/> |

③財産の管理をする力

- | | |
|------------------------------------|-------------------------------------|
| ①買い物の時にお札や小銭をうまく使えない。 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| ②通帳や印かん、キャッシュカードをなくしてしまう。 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| ③これまでに何度か通帳やキャッシュカードを作り直したことがある。 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| ④税金の申告、年金や手当等のお金を受け取るための手続きがわからない。 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| ⑤身に覚えのない商品が届いたり、サギにあつたりしたことがある。 | <input type="checkbox"/> |
| ⑥自分の土地や持ち家を売ったり、貯金の解約をする方法がわからない。 | <input type="checkbox"/> |
| ⑦借金をしたり、他人の保証人になつたりしてしまう。 | <input type="checkbox"/> |
| ⑧計画的に借金やローンを返すことができない。 | <input type="checkbox"/> |
| ⑨遺産を相続するための手続き（もしくは手助け）をしてほしい。 | <input type="checkbox"/> |
| ⑩裁判所を利用するための手続き（もしくは手助け）をしてほしい。 | <input type="checkbox"/> |

④生活していく上で必要なこと（衣食住や療養・介護）を自分で手配する力

- | | |
|------------------------------------|-------------------------------------|
| ①福祉サービスの内容が理解でき、支援を受ければ自分で契約できる。 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| ②福祉サービスの内容が理解できないので、代わりの人に契約してほしい。 | <input type="checkbox"/> |

(R3年度交野市地域包括ケア会議改訂版より一部改訂)

*☆だけに✓がある場合は、日常生活自立支援事業でも対応可能です。

*✓が1つでもある場合は、成年後見制度の利用をご検討ください。

詳しくは、中面（P.4～7）をご覧ください！



法定後見制度利用手続きの流れについて

申立て

本人の住所を管轄する家庭裁判所に申立てをします。

申立てができる人

本人・配偶者・四親等内の親族など

※親族がないなど、協力が得られない場合、「後見等が必要」と判断されれば、市町村長が申立てを行う。

申立ての費用など

- 申立手数料 800円
- 登記手数料 2,600円
- その他戸籍謄本や医師の診断書をそろえるための実費や通信費、交通費など

※裁判所に納める印紙代・切手代などに1万円程度、判断能力の鑑定料に5万～10万円程度

提出書類

申立書・戸籍謄本・住民票・診断書（成年後見用）など

※いったん申立てをすると、家庭裁判所の許可がなければ取り下げることはできません。

審判手続き

審問

必要に応じ家庭裁判所の裁判官が、本人や親族などに直接事情を尋ねます。

調査

家庭裁判所の調査官が、本人や親族などに事情を尋ねたり、問い合わせたりします。

鑑定

必要に応じて、本人の判断能力について、医師による鑑定を行うことがあります。

任意後見制度利用手続きの流れについて

相談

判断能力が低下した場合に備え、将来、どのように生活をしたいか、財産をどのように管理してほしいかなどを、支援をお願いする人（任意後見受任者）とじっくり話し合います。



契約

決定した内容をもとに、任意後見契約を公証人の作成する公正証書で結びます。

契約の内容は、法務局に登記されます。

公正証書の作成に必要な実費

- 公正証書作成の基本手数料
1契約につき 11,000円
- 登記嘱託手数料 1,400円
- 登記所に納付する印紙代 2,600円

※その他、本人等に交付する正本等の証書代、登記嘱託郵送用の切手代など、契約内容によって異なります。

審理・審判

審判

家庭裁判所が、本人をめぐる現在の状況や判断能力の程度をふまえて類型（後見・保佐・補助）を決め、適切な後見人等を選任します。

※後見が適正に行われているかをチェックするため、専門家を「監督人」に選ぶこともあります。

※成年後見人などに候補者が選ばれるとは限りません。弁護士や司法書士、社会福祉士など専門職が選ばれることもあります。

家庭裁判所が総合的に判断し選任します。

登記

成年後見人等が審判書を受け取ってから2週間以内に不服申立てがされなければ、審判が確定し、その内容が登記されます。

※申立てをしてから後見開始までには、概ね2~4か月期間を要します。

支援

後見事務

家庭裁判所で指導を受けた通り、本人の財産を預かり、収入や支出を記録し、生活の様子に気を配ります。家庭裁判所から求められたときは、期限までに報告します。

最初の報告は審判確定後1か月以内に提出する「財産目録」と「年間収支予定」です。

※成年後見人等は、財産目録を家庭裁判所に提出するまで、原則として後見事務をすることできません。

費用

後見人等への報酬は、①家庭裁判所が管理財産額によって決定する通常の後見事務に対する報酬（基本報酬）と、②身上保護等に特別困難な事情があった場合に、基本報酬額の50%の範囲内で付加される報酬（付加報酬）を合算した額。

申立て

本人の判断能力が低下した場合には、任意後見受任者は、家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てをします。

申立てができる人

本人・配偶者・四親等内の親族
任意後見受任者

申立てに必要な書類や費用

申立てをする家庭裁判所にご確認ください。
※必要に応じて監督人が選任される法定後見制度と違い、任意後見制度を利用するときは必ず任意後見監督人が選任されます。
家庭裁判所で任意後見監督人が選任されてはじめて、任意後見契約の効力が生じます。

支援

後見事務

任意後見監督人が選出されると、任意後見受任者は任意後見人となり、任意後見監督人の指導を受けながら後見事務を行います。任意後見人は任意後見契約に基づき、本人の意思を尊重しながら、支援をしていきます。

費用

任意後見人の報酬は、本人との契約により決められます。任意後見監督人の報酬額は、本人の資力等に応じて家庭裁判所が審判により決定します。

支援の内容

財産管理

本人の預貯金の管理、不動産などの処分、遺産分割などの財産に関する契約などについての助言や支援を行います。

身上保護

介護・福祉サービスの利用、病院の入退院の手続きや費用の支払いなど、日常生活にかかる契約などを支援します。

※後見人等は、類型に応じて「取消権」「代理権」「同意権」が裁判所から与えられます。

支援の終了

本人が亡くなったときや本人の判断能力が回復したときには後見は終了します。家庭裁判所に終了の連絡をし、亡くなった場合には、相続人等に財産を引渡し、家庭裁判所に後見事務終了報告書を提出します。

支援の内容

任意後見契約に基づき財産管理や身上保護に関する法律行為を本人に代わって行います。

※任意後見人には、取消権はありません。本人が悪徳商法に巻き込まれないように、日頃から連絡を密にすることで、本人を保護していきます。



本人に代わって
法律行為を行います。

	後見	保佐	補助
同意権 取消権	日常生活に関する行為(注1) 以外の行為	民法13条1項で定められた行為(注2) ※日常生活に関する行為(注1)を除く	申立ての範囲内で家庭裁判所が定めた特定の法律行為(民法13条1項の一部) ※日常生活に関する行為(注1)を除く
代理権	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為	

(注1) 日常生活に関する行為とは、日用品の購入（食料品や衣類などの買い物）、電気代、ガス代、水道料金の支払い、それらの経費の支払いに必要な範囲の預貯金の引き出しなです。

(注2) 民法13条1項に定められた行為は、借金、訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増築などです。

支援の終了

本人が亡くなった場合は、任意後見契約は終了します。また、任意後見人が病気などでやむを得ない事情により、契約を解除しなければならない場合は、家庭裁判所の許可が必要です。

※本人が亡くなった後、葬儀・埋葬や病院等の清算なども行ってもらいたい場合は、死後事務委任契約を結び、任意後見人の業務に追加できます。また、財産の処分等に希望がある場合は、任意後見契約とともに遺言書を作成し、任意後見人を遺言執行者に指定しておくとより安心です。



成年後見制度に関するQ&A



Q1 申立費用などに関する支援はありますか？

A 成年後見制度利用支援事業について

● 成年後見制度申立費用の助成

高齢者・障害者等に対する申立費用の負担が困難な場合に、その費用の全部または一部を助成します。

● 後見人等報酬の助成

成年後見開始後の後見人等への報酬について、本人の所得状況等を勘案し必要がある場合には、その費用の全部または一部を助成します。

(上記のいずれにも助成要件があります。詳細についてはご相談ください。)



相談・申請窓口 箕面市健康福祉部地域包括ケア室



Q2 成年後見制度より、もう少し身近な制度はありますか？

A 日常生活自立支援事業（みのおまかせてねット）について

利用できる方

自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方や、お金の管理に困っている方などが利用できます。

認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な方が対象になります。

- 箕面市内に在住の方 ■ 契約時に契約能力のある方
- 契約の意思の確認ができる方

※施設に入所・病院に入院した場合でも利用できます。



支援内容

- 福祉サービスの利用援助（利用に関する手続きなど）
- 日常生活に必要な金銭の管理（代金支払い代行など）
- 各種公共書類の届け出支援（住民票の届け出など）
- 重要書類などの預かり（通帳、年金証書、印鑑など）

● みのおまかせてねットの手続きと費用

相談

箕面市社会福祉協議会に相談します。
本人以外の家族など
身近な人でも相談できます。

費用

相談は無料です。

支援計画の作成

箕面市社会福祉協議会の専門員が自宅を訪問し、本人と相談・確認しながら、支援計画を作成します。

サービス開始

本人と箕面市社会福祉協議会の間で利用契約を結び、支援計画に沿ってサービスを提供します。

費用

サービスの利用には利用料金がかかります。（料金は収入状況により異なります。）



+相談窓口のご案内

[総合相談]

箕面市健康福祉部地域包括ケア室 ☎ 072-727-3548

[高齢者]

高齢者くらしサポート（地域包括支援センター）

- 北部・西南 高齢者くらしサポート ☎ 072-725-7029
- 西 部 高齢者くらしサポート ☎ 072-720-5592
- 中 西 部 高齢者くらしサポート ☎ 072-727-9510
- 中 東 部 高齢者くらしサポート ☎ 072-727-9511
- 東 部 高齢者くらしサポート ☎ 072-729-1711

[障害者]

基幹相談支援センター（箕面市健康福祉部地域包括ケア室内） ☎ 072-727-9501

- みのおまかせてネット（箕面市社会福祉協議会） ☎ 072-749-1575

+法定後見申立て受付

- 大阪家庭裁判所後見センター ☎ 06-6943-5872

+任意後見手続き窓口

- 梅田公証役場 ☎ 06-6376-4335

+後見申立ての相談機関

- 日本司法支援センター大阪地方事務所（法テラス大阪） ☎ 0570-078329
- 大阪弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター「ひまわり」 ☎ 06-6364-1251
- 公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート大阪支部 ☎ 06-4790-5656
- 一般社団法人 コスマス成年後見サポートセンター大阪府支部 ☎ 06-6943-7517
- 公益社団法人 大阪社会福祉士会 相談センター「ぱあとなあ」 ☎ 06-4304-2727

+高齢者くらしサポート（地域包括支援センター）とは

高齢者の総合相談窓口として、高齢者の方が地域で安心して暮らせるように、日常生活のお困りごとや心配ごとなどさまざまな相談に応じています。

+基幹相談支援センターとは

障害のある方などのさまざまな相談に応じ、総合的かつ専門的な支援を行うことにより、地域における生活を支援します。

発行元：箕面市 健康福祉部 地域包括ケア室

[住 所] 箕面市萱野5-8-1

箕面市立総合保健福祉センター（みのおライフプラザ）

[電 話] 072-727-9501 [FAX] 072-727-3539